

「職場における熱中症対策説明会」を開催しました。

職場における熱中症による労働災害は年々増加しており、令和7年に全国で発生した職場における熱中症による死亡災害を含む休業4日以上之死傷者数は1,803人、うち死亡者数は19人となっております。死亡者数は前年の31人と比べ減少しましたが、死傷者数は約4割増と大幅な増加となり、職場における熱中症予防対策の一層の強化が求められています。

昨年度は熱中症の省令改正、今年度は職場における熱中症防止のためのガイドラインが改定され、熱中症リスクの評価、熱中症リスクの低減措置、熱中症発生時の対応手順の定め等が新たにガイドラインに盛り込まれました。こうした状況を受け当署では、昨年引き続き大塚製薬株式会社と連携し、「職場における熱中症対策説明会」を開催しました。



説明会当日の様子

当署安全衛生業務担当者からは、熱中症に係る労働災害発生状況、熱中症の省令改正、新ガイドラインの3点を説明しました。

その中でも今年度改正された新ガイドラインについては、熱中症のリスク評価方法、熱中症のリスクに対するリスク低減措置、熱中症発生時の対応方法等について具体例を用いながら説明を行いました。



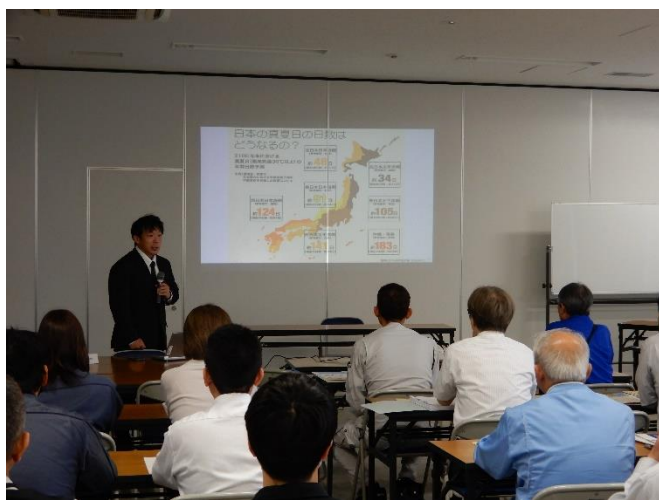
←職場における熱中症防止のためのガイドライン

大塚製薬株式会社による講演では、熱中症の症状、熱中症を引き起こす要因、熱中症予防対策、熱中症発生時の対応等について説明が行われました。

熱中症予防対策については、**朝食や昼食からの水分摂取**の重要性、**暑熱順化**による発汗を始める体温及び汗に含まれる塩分量の変化、業務開始前の**体調確認**等、具体的な対策の説明が行われました。

山口労働局第14次労働災害防止計画では、「職場での熱中症による死亡者を2023年から2027年までの5年間発生させない。」ことを目標としています。

当署では、引き続き管内事情に応じた取組を推進して参ります。



大塚製薬株式会社中国支店山口出張所
ニュートラシユティカルズ事業グループ
講師